

令和3年1月14日

保護者の皆様

嵯峨野こども園
京都市

緊急事態宣言の発令を受けた子育て支援施設の対応について（1月13日現在）

平素は、本市の児童福祉・青少年行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、京都府域に対する緊急事態宣言が発令されたこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

今般の緊急事態宣言について、国は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する。」と示しており、令和2年4月から5月にかけて発令されていた緊急事態宣言とは異なるものとされていることから、以下のとおり対応します。

- ・ 当園においては、お子様や職員間の感染防止のため、万全を期したうえで、**緊急事態宣言を理由とした臨時休園・休所等は行わず、運営を継続します。**
- ・ 運営を継続する中で、感染が疑われる場合や感染者が発生した場合は、状況に応じて、登園の自粛依頼又は臨時休園・休所を行います。
- ・ お子様に発熱や風邪の症状（咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、登園を控えてください。

2 感染拡大対策の徹底

各御家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、**家庭内感染の防止**も含め、**別紙**の内容について、御留意いただき、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。

3 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 京都市から登園自粛を求めた場合を除き、**自主的に登園を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません**
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(1月13日現在)

1 子育て支援施設における対応

(1) 保育園等（保育園，認定こども園，小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

イ 一時預かり事業

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

ウ 病児・病後児保育事業

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。
ただし，当該事業の実施が，医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には，事業の実施主体と個別に協議・検討の上，事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ，各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）については，保育園等と同じ対応を実施することを基本としながら，保護者のニーズ等，各園の事情を踏まえて対応します。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

イ 自由来館事業，つどいの広場

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

ウ 放課後まなび教室

感染拡大防止対策の徹底等が整ったところから，運営しています。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

引き続き感染拡大防止対策等を行ったうえで，必要な支援を提供できるよう事業運営を要請します。

(5) こどもみらい館

○ 「こども元気ランド」については，感染拡大防止対策の徹底を図りながら，下記のとおり運営します。

・利用時間 午前9時～11時，正午～午後2時，
午後3時～午後4時半の3回入替え制

・定員 各回50人

・利用方法 【平日】当日来館された方の先着順（予約不要）

【土日祝】12月5日から利用再開（WEB予約必要）

なお，引き続き，「ストリートオルガン」の実施と「木の砂場」の利用は休止します。

(6) こども体育館，青少年活動センター，ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」，百井青少年村など

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を実施しているもの

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら事業を実施しています。

なお、乳児健康診査（4箇月・8箇月）は、医療機関等での個別健診により対応しています。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室 (所内実施型)	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期
乳児健康診査 (4箇月・8箇月)	乳児及びその保護者	乳児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	—
幼児健康診査 (1歳半・3歳)	幼児及びその保護者	幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	—

(2) 引き続き事業を中止するもの

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

3 市立学校・幼稚園における対応（教育委員会）

市立学校・幼稚園では、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、教育活動を行います。

また、市立幼稚園における預かり保育についても、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、実施します。

子育て支援に係る主な子育て相談窓口の連絡先

1 各区役所・支所子どもはぐくみ室

- 相談内容：子育てに関する悩みなど総合的な相談
- 連絡先：裏面参照
- 対応時間：午前9時から午後5時（土日祝日及び年末年始除く）

2 京都市児童相談所

- 相談内容：子育ての不安、不登校、非行、子どもを家庭で育てられない等の相談
- 連絡先
 - ・ 南区、伏見区以外の方：京都市児童相談所（801-2929）
 - ・ 南区、伏見区にお住まいの方：京都市第二児童相談所（612-2727）
- 対応時間：午前8時半から午後5時（土日祝日及び年末年始除く）
- その他：子どもの虐待の相談や通告については、以下の電話でも対応しています。
（24時間365日対応）
子ども虐待SOS専用電話：801-1919
児童相談所虐待対応ダイヤル：189（通話料無料）

3 京都市発達相談所

- 相談内容：子どもの発達相談（発達の遅れ、きこえやことばの不安など）
- 連絡先
 - ・ 南区、伏見区以外の方：京都市発達相談所（801-9182）
 - ・ 南区、伏見区にお住まいの方：京都市第二児童福祉センター発達相談部門（612-2700）
- 対応時間：午前8時半から午後5時（土日祝日及び年末年始除く）

4 親と子のこころのほっとライン

- 相談内容：親と子それぞれの子育ての悩み、友人関係や身体に関する悩みなど
例 親や保護者の方：子育て、しつけ、子どもの教育、親子関係など
子ども：友達、勉強、進路、学校などの悩み
- 連絡先：801-1177
- 対応時間：午前9時から午後4時30分（火曜日（祝日の場合は翌平日）及び年末年始除く）

その他、子育て支援施策については、以下HPを御確認ください。

○ 京都市はぐくみアプリ

<https://www.kyoto-kosodate.jp/app>

○ 京都市子ども若者はぐくみウェブサイト

<https://www.kyoto-kosodate.jp/>

各区役所・支所 子どもはぐくみ室一覧

	郵便番号	所在地	電話番号		FAX番号
			子育て推進担当	子育て相談担当	
北	603-8165	北区紫野西御所田町5 6	432-1284	432-1454	451-0611
上京	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119	441-2873	432-2025
左京	606-8511	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	702-1114	702-1222	791-9616
中京	604-8588	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543	812-2598	822-7151
東山	605-8511	東山区清水五丁目 130-6	561-9350	561-9349	531-2869
山科	607-8511	山科区槻辻池尻町 14-2	592-3247	592-3259	501-6831
下京	600-8588	下京区西洞院通塩小路東塩小路町 608-8	371-7218	371-7219	351-9028
南	601-8441	南区西九条南田町 1-2	681-3281	681-3574	691-1397
右京	616-8511	右京区太秦下刑部町 12	861-1437	861-2179	861-4678
(京北地域にお住まいの方については、京北出張所にご相談ください。京北出張所で実施していない事業については、右京区役所にて受けることができます。)					
京北	601-0292	右京区京北周山町上寺田 1-1	主に保健福祉第一担当 852-1815	主に保健福祉第二担当 852-1816	852-1800
西京	615-8083	西京区桂良町 1-2 西京区保健福祉センター別館	381-7665	392-5691	392-6052
洛西	610-1198	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195	332-9186	332-8186
伏見	612-8511	伏見区鷹匠町 39-2	611-2391	611-1163	611-1166
深草	612-0861	伏見区深草向畑町 93-1	642-3564	642-3879	641-7326
醍醐	601-1366	伏見区醍醐大構町 28	571-6392	571-6748	571-2973

京都市内の子育て支援施設を利用されている皆さまへ ～大切な人を守るために、注意いただきたいこと～

1 基本的な感染対策（家庭内にウイルスを持ち込まない）

- 生活や健康の維持のため
に必要な場合を除き、不
要不急の外出は自粛！
- マスクは
鼻からあごまで！
ピッタリと！
- こまめな
手洗い
- 身体的距離
の確保
- 感染リスクが高まる「5
つの場面（裏面参照）」
を回避！

※子どもものマスク着用については危険性が指摘されており、特に2歳未満は、マスク着用は不要、むしろ危険との見解も示されているので留意してください。

2 日常生活上の留意点（家庭内感染の防止）

- 家族や普段一緒にい
る人以外の会食は控
える！
- 適度な
湿度の
維持！
- 上手に
換気！

他にも

- 毎朝の体温測定、健
康チェックの実施！
- 買い物は、一人又は
少人数で空いた時間
に
- 食事の際は、大皿は
避けて、料理は個々
に分ける！ 等

こんな時、どうしよう？



- 発熱等、体調の悪い時
- ①利用者や御家族に、発熱や倦怠感、のどが
痛い等の風邪の症状がみられる場合等は、
必ず利用されている施設に連絡のうえ、利
用を控えてください。
- ②そのうえで、まずは身近な医療機関に、まず電話で相談し
てください。
- 休日・夜間など受診できない医療機関がない場合は、「きよ
うと新型コロナウイルス医療相談センター」に相談してください。
- 電話番号：075-414-5487
- 受付時間：土・日・祝日を含む24時間
- ③医療機関を受診した結果についても、利用されている施設
に連絡をお願いします。

- ④同居家族等がPCR検査を受ける場合
御本人も早めに出勤や施設利用を控えていただくことによ
り、後に、同居家族等及び御本人の感染が判明した場合に、
濃厚接触者となる方を減らすことができず。
- 同居家族の方が検査対象となった時点で、施設利用を控え、最
子ども感染が判明した場合の他の利用者等への影響を、最
小限に抑えましょう。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

